

富の分配でより公正な社会を築こう

5月22日 公平税制1周年集會に120名が参加

退職者連合が団体参加している「公正な税制を求める市民連絡会」の設立1周年を記念する集會が5月22日(日)、東京四谷の日司連會館ホールで開催されました。

参加したのは、消費者団体代表や弁護士、税理士、司法書士、大学教授、ジャーナリストなど120名。退職者連合からは、連絡会設立当初から共同代表に就任している菅井義夫事務局長が参加しました。

集會の中で行われた各界からのリレー報告のなかで、菅井事務局長は「社会保障にシワ寄せされる与党税制」と題して、政府・与党の「骨太方針2015」による大幅な社会保障費抑制の動きや、マクロ経済スライドの見直し方針に対する退職者連合の要求などについて報告しました。

また集會では、東北学院大学・佐藤滋教授による「人間の生存と尊厳を支える財政への転換を」と題する基調講演が行われ、「集會宣言」が採択されました。

なお、集會前段に開かれた「市民連絡会総会」では、引き続き菅井事務局長が共同代表に選出されました。その他の共同代表は、宇都宮健児(弁護士)、山根香織(主婦連会会長)、雨宮処凛(作家)の各氏。また事務局長には弁護士の猪股正氏が就任しました。



▲公正な税制を求める市民連絡会には消費者団体、弁護士、税理士、司法書士、大学教授など各界から多くの方が参加した。(写真は、2015年5月16日の設立集會。連合会館)

業者への規制強化で悪質商法追放へ

特定商取引法・消費者契約法改正法成立で退職者連合が声明

高齢者などを狙った悪質な商法による被害を防ぐための「改正特定商取引法」と「改正消費者契約法」が5月25日(水)、参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。これについて退職者連合は5月26日、規制強化のため、事前拒否者への「勧誘禁止制度」の導入に向けて「さらに運動の継続を呼びかける」との声明を出しました。



▲悪質商法追放を訴える池本誠司弁護士(2016年1月19日、第3回幹事会。連合本部)

訪問販売などをめぐるトラブルで気力・判断力の弱まった高齢者や軽度認知症患者などの被害が増加しています。こうした商行為は、その多くが個人の家という、いわば「密室」の中で行われることです。高齢者や認知症患者の場合は、電話でも面談でも相手に粘られると簡単に断れないケースが少なくありません。こうしたことが被害を拡大している原因です。

今回の改正では、訪問販売や電話勧誘でその説明を行った業者などに科す罰金額を引き上げたり、業務停止命令を受けた業者の役員などが別会社を立ち上げ、同じような事業を行うことを新たに禁止し、違反した場合は懲役や罰金を科すなどを規定しています。また、消費者契約法では、判断力が衰えた高齢者や認知症患者などに対し、必要以上に大量の商品を購入

させた場合は契約を取り消すことができることとし、一歩前進といえます。

しかし「不招請勧誘販売」を規正するための決め手ともいえるべき「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入が入れられなかったために、極めて実効性に乏しい改正になったことも事実です。

これまで退職者連合は、「不招請勧誘の規制強化」を運動方針に掲げ、全国消団連や日弁連と力を合わせ、今国会での法改正に向けて幅広い取り組みを行ってきました。これを機に、さらに実効性ある法律にするため、声明では「事前拒否者への勧誘禁止制度の導入に向けて、粘り強く運動を展開していく」との決意を新たにしました。